



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	特区制度における規制改革の課題と展望 : 構造改革特区を事例に
Author(s)	若生, 幸也
Citation	年報 公共政策学, 7, 255-273
Issue Date	2013-05-17
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/53313
Type	departmental bulletin paper
File Information	APPS7_014.pdf



特区制度における規制改革の課題と展望

—構造改革特区を事例に—

若生 幸也*

1. はじめに

日本の経済社会が少子高齢化・人口減少・グローバル化などの課題に直面する中で、経済社会の持続的発展を実現するため、規制改革は1980年代後半以降、重要な政策課題として急速に浮上した。その流れの中で、本稿が取り上げる構造改革特区制度は、実情に合わなくなった国の規制が、民間主体の経済活動や地方自治体の事業を妨げており、経済社会の持続的発展の障害になっているという問題意識から2002年に生まれた制度である。

構造改革特区制度は規制のみを対象としており、「提案」と「認定」のプロセスを持つことに特徴がある。「提案」は地方自治体・民間主体等が規制改革案を発案し、その申請主体の代理人となった内閣官房が規制所管府省と協議を行い、規制改革案が採択されると実行に向けた規制改革メニューを形成する仕組みとなっている。また「認定」は形成された規制改革メニューを利用し、地方自治体が内閣官房に対し当該地域を特区として認めるよう申請する仕組みである。

構造改革特区制度の目的は、構造改革特別区域法の第1条¹⁾に定められている。その具体的内容は、「ア）特定の地域における構造改革の成功事例を示すことにより、十分な評価を通じ、全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性化を実現すること、イ）地域の特性を顕在化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出、消費者・需要家利益の増進等により、地域の活性化につなげること」²⁾の2つである。

この構造改革特区制度におけるトリガー的要素は、提案を通じた規制改革メニュー

* 北海道大学公共政策大学院専任講師
〒060-0809 北海道札幌市北区北9条西7丁目北海道大学公共政策大学院
tatsuya.wakao@hops.hokudai.ac.jp

1) 構造改革特別区域法（目的）第1条 この法律は、地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。

2) 「構造改革特別区域基本方針」、p. 3
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/hourei/030124/030124tokurei_091001.pdf

の形成にある。構造改革特区制度は、地方自治体・民間主体等からの提案を集積した規制改革メニューを充実させ、改革を進めるべき規制対象をボトムアップ型で認識し、共有する構造を持つ。規制改革メニューの多くは特区化されたのちに、内閣に設置された構造改革特別区域推進本部内の第三者機関（評価・調査委員会）による評価を経て全国化される。

このため、規制改革メニューの「量」と「質」を向上させない限り、構造改革特区制度が規制改革に果たす役割、そして日本の経済社会全体の持続的発展に結びつく政策的効果の帰着も限定的なものとならざるを得ない。政府は「構造改革」を、「新たな経済社会の環境に、企業、地域、個人が柔軟に対応し、その持てる能力が最大限に発揮されるよう、制度や政策、更に政府の在り方そのものを変革する不断の取組」³⁾と定義づけている。規制改革の政策効果の帰着点である「制度や政策、更に政府の在り方そのもの」の変革を行うためには、経済社会の発展を阻害している制度等について継続的かつ包括的に見直す必要がある。

しかし、足元の構造改革特区制度の現状は時を経るにつれて、提案数、採択数が量的に急速に減少しており、採択された規制改革メニューの質においてもその検証が必要な段階に来ている。本稿ではこうした現状に対して、構造改革特区制度の提案・採択状況、採択規制の質等を把握し、その変化要因を明らかにした上で、今後の方向性を検討する。なお、本稿では、規制改革メニューの質について国の行政内部での意思決定に関する困難性に着目し検証することにした。

2. 特区制度に関する先行研究と本稿における分析枠組み

特区制度に関する先行研究は、構造改革特区制度が2002年に開始されたこともあり、多くが個別事例研究の領域にとどまり、特区制度全体に視野を広げた包括的・体系的な論考は少ない。その中で制度面全体に視野を広げた論考として、まず植田は1980年代の産業規制改革からの流れ、他国における規制改革との違いを整理した上で、規制改革における特区制度の位置づけを論じている⁴⁾。植田は、構造改革特区制度が規制改革に果たす役割は大きくないと結論づけている。その理由として、①提案や申請件数が漸減傾向にあること、②全国展開により発生する弊害について規制所管府省に立証責任を課しているが、立証すべき期限が明示されていないこと、③半年の間に提案募集から認定を行わなければならない、合意に時間的猶予のかかる規制改革の「本丸」は先送りされる懸念があること、を指摘している。植田の論考は、①構造改革特区制度初期のものである点、②構造改革特区制度が規制改革に果たす役割が小さい理由を、提案・申請件数・認定事業数の減少傾向等、量や手続面に限定して検証している点に

3) 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」、p. 3
<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2004/040604kaikaku.pdf>

4) 植田（2004）

特徴がある。

次に服部は、構造改革特区制度を①「全員参加型政策立案モデル」（すべての人に規制改革に関する政策立案の機会を開放）、②「合理的判断ゲームモデル」（規制所管府省が個別の政策提案に合理的判断をもって検討せざるを得ない強制的な場面を設定）、③「地方自治体関与型制度改革モデル」（規制の特例による事業の実施に地方自治体が関与することで、弊害が生じた場合の被害の拡大防止や速やかな現状復帰等の対応を確保）の3つに分け、政策決定プロセスの側面からモデルによる類型化を行い、構造改革特区制度の課題を導出している⁵⁾。導出した課題としては、①政策への参加機会を保証するだけでは、実際の政策参加が増加するとは限らないこと、②実現可能性の低い提案にも人的・時間的コストがかかること、③多面的な議論が尽くされず政策が実現され、特定利益に寄与するなど政策偏向の危険性があること、④全国化に際して限定的な要件緩和や煩雑な手続の解消など、規制ユーザーの利便性を高めるための検証を行い、さらなる制度イノベーションを図る制度になっていないこと、などを挙げている。

また小野は、構造改革特区制度により生まれた地域限定の規制改革を、広く全国展開するために必要な条件としてプログラム評価の導入を検討している⁶⁾。小野はプログラム評価導入の目的を、①プログラム評価によって定量的評価も含め評価の客観性を確保すること、②規制改革の実行サイクルを確立すること、などを挙げている。これらを踏まえ、プログラム評価導入にあたっての条件（①評価体制・②評価デザインの実施・③評価結果を活用する仕組み）を整理している。この小野の論考は、①構造改革特区制度初期のものである点と、②規制改革メニュー化された規制の法的効力からの分析がなされていない点で限界がある。

さらに、構造改革特区制度の成立過程や特区制度の評価・検証システム、構造改革特区のデータ分析、類似制度との比較、地方自治体に対するアンケート調査、分野別事例分析、海外における類似制度との比較等の包括的・体系的な整理を行った研究として、東京市政調査会研究室の論考⁷⁾があるが、これも小野論文と同様の課題を抱える。

以上の先行研究等を踏まえつつ、本稿で①構造改革特区制度導入後10年が経過した時点で再検証を行う点と、②国の行政内部での意思決定に関する困難性の側面からの質的検証を中心とする点で新たな視点を組み込む。そして、今まで日本で行われてきた様々な特区及び特区関連制度の位置づけを（1）規制改革の有無と（2）財政・金融措置の有無、を軸として整理し、構造改革特区制度の特性を明らかにする。

また、構造改革特区における提案申請数・採択数の推移を概観した上で（量的側

5) 服部（2007）、pp. 35-41

6) 小野（2004）、pp. 88-103

7) 東京市政調査会研究室（2007）

面)、メニュー化された規制改革について、前述したように国の行政内部での意思決定に関する困難性の側面からの質を検証する。困難性から見た質については、(1) 規制の法的効力の位置づけ(規制種別)を中心軸とし、(2) 特区または全国展開、(3) 府省連携の有無の視点から検証する。中心軸である(1)「規制の法的効力の位置づけ」は、一般法に近づくほど規制改革の効力が普遍化されることを基本とする。効力上位の法規範に基づく規制改革は、一般的により広範な利害関係の調整と克服を伴うことが多く、行政内部での意思決定の困難性が高まると仮説を設定することによる。また(2)「特区または全国展開」については、一般に地域を限定した特区よりも全国展開の規制改革は対象地域が広くなり、地域ごとの特性や地域間の利害関係等の複雑な構造を抱えるため、行政内部での意思決定の困難性が高まると考える。ただし、社会的規制の中には医療・福祉等の全国一律基準を重視する規制分野が含まれており、全国展開よりも特区の方が行政内部での意思決定の困難性が高まる場合があることには留意すべきである。さらに(3)「府省連携の有無」については、府省連携が必要な規制改革の場合、行政組織の縦割りを超えた利害調整が必要となるため、行政内部での意思決定の困難性は一般的に高くなると考える。

なお、規制の構成要素を分解すると、①規制主体、②規制内容、③規制対象に分けることができる。①規制主体は(3)府省連携、②規制内容は(1)規制種別、③規制対象は(2)対象地域、とそれぞれの分析軸が対応している。

これらの評価軸を踏まえた上で、特区制度における規制改革の課題を整理し、今後の特区制度の方向性を整理する。

3. 特区及び特区関連制度の位置づけ

現在までの特区及び特区関連制度の位置づけを整理するため、特区の類型を明確化する。類型を明確化する要素は特区における特例措置である(1)規制改革の有無と(2)財政・金融措置の有無である(図1参照)⁸⁾。

これらの軸を用いると、財政・金融措置がなく規制改革をとる①「規制緩和特区」、規制改革がなく財政・金融措置をとる②「保税特区(税制緩和特区)」、規制改革及び財政・金融措置をとる③「税制・規制緩和特区」に分類できる。日本における特区及び特区関連制度も、①規制緩和特区は(a)構造改革特区、②保税特区は(b)沖縄経済特区、③税制・規制緩和特区は(c)地域再生制度・(d)総合特区とそれぞれ分類できる。

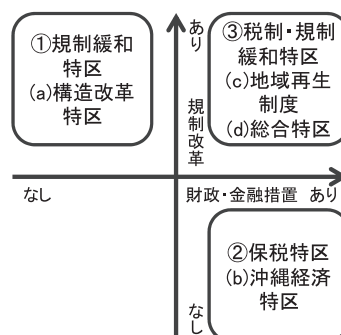


図1. 特区及び特区関連制度の位置づけ

8) 伊藤(2011)、p. 1

表 1. 特区及び特区関連制度の概要

	(a)構造改革特区	(b)沖縄経済特区	(c)地域再生制度	(d)総合特区
開始年	2002年	1987年	2005年	2011年
対象	規制改革	財政・金融措置	規制改革、 財政・金融措置	規制改革、 財政・金融措置
推進方法	提案主体提出の 規制改革提案について 規制所管府省が個別回答	国による沖縄振興 開発特別措置法に 基づき指定し制度化	提案主体提出の 規制改革、財政・金融措置 提案について 規制所管府省が個別回答	総合特区ごとに設置する 「国と地方の協議会」 において、国と地域が 一体で推進方策を協議
対象地域	特区認定自治体	法指定自治体 (那覇市・うるま市・名護市 ・浦添市・宜野座市等)	地域再生計画 認定自治体	総合特区指定自治体
全国展開	あり	なし	あり (規制改革のみ)	あり (限定的)

(出典) 内閣官房「構造改革特区～地域特性を活かして魅力を創出～」⁹⁾、「地域再生制度の概要」¹⁰⁾、「総合特区制度について」¹¹⁾をもとに作成

各特区及び特区関連制度の概要は表 1 のとおりである。(a) 構造改革特区は、規制改革のみを対象として、財政・金融措置を対象としない制度で、2002年に構造改革特別区域法により定められた。構造改革特区による規制改革は全国の構造改革の突破口として位置づけられているため、一定期間経過後、有識者等の第三者で構成される評価・調査委員会が支障がないと判断した場合、全国展開を図ることになっている。また、全国展開に係る支障有無の挙証責任は規制所管府省にあることから、全国展開の意思決定を前提とした仕組みとなっている。

(b) 沖縄経済特区は、規制改革を対象とせず、財政・金融措置を対象とする制度である。沖縄振興開発特別措置法に基づき、1987年に設置された自由貿易地域（那覇市）、1999年に設置された特別自由貿易地域（うるま市）、2002年に設置された金融業務特別地区（名護市）、2002年に設置された情報通信産業特別地区（那覇市・浦添市・名護市・宜野座市）が対象となっている。なお、沖縄経済特区は、沖縄振興開発特別措置法による関税・税制・金融上の優遇措置のため、全国展開を想定していない。

(c) 地域再生制度・(d) 総合特区は、規制改革及び財政・金融措置を一体的に対象とする制度で、(c) 地域再生制度は地域再生法（2005年）、(d) 総合特区は総合特別区域法（2011年）により定められている。(c) 地域再生制度は、構造改革特区と同様の仕組みであり、規制改革及び財政・金融措置の提案を地方自治体・民間主体等から受け、内閣官房が各制度所管府省と折衝することで、地域再生メニューを形成する。この地域再生メニューに基づき、各地方自治体からの地域再生計画の申請を受け、内閣官房が認定すると規制改革及び財政・金融措置の特例が受けられる仕組みである。地域再生制度における規制改革案は、構造改革特区提案と一体的に処理されており、

9) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/panf/index.html>

10) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/siryoutaiyou.pdf>

11) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/pdf/101224tokku_seido.pdf

規制改革の観点からは同質であると言える。そのため、規制改革メニューにおける全国展開の位置づけも構造改革特区同様、前提とした仕組みとなっている。

(d) 総合特区は、他の特区及び特区関連制度とは異なり、「国と地方の協議会」で推進方策が協議される点に特徴がある。この協議会で、規制改革及び財政・金融措置の具体化が図られる。全国展開については、第14回総合特別区域評価・調査検討会において、評価対象とするか否かを要検討としており、構造改革特区に比べ全国展開に対して慎重な位置づけとなっている¹²⁾。

これらの各特区及び特区関連制度の異同を踏まえた上で、本稿の中心的検討対象である構造改革特区制度と規制改革との関係を次章で論じる。

4. 構造改革特区提案と規制改革との関係分析

4.1 構造改革特区提案数と採択数分析

4.1.1 構造改革特区提案数と採択数の推移

構造改革特区提案における量的側面を分析する。表2からも明らかなおりと、構造改革特区の提案数は回を追うごとに減少傾向にある¹³⁾。また、特区化された件数を提案数で除した特区化率も近年大幅に低下している。

表2. 構造改革特区の提案数及び実現数（率）の推移

	第1回 (2002.7-10)	第5回 (2004.6-9)	第10回 (2006.10- 2007.2)	第15回 (2009.6-11)	第20回 (2011.6-10)
提案数	1,069	709	347	191	152
特区化数	115	20	2	2	1
全国化(継続検討含)数	146	52	7	9	15
(継続検討数)	0	17	5	7	11
全国化(新規)数	146	35	2	2	4
検討化数	10	0	12	5	7
特区化率	10.8%	2.8%	0.6%	1.0%	0.7%
全国化(新規)率	13.7%	4.9%	0.6%	1.0%	2.6%

(出典) 構造改革特区推進会議「特区提案1-11次(事項)データ」及び内閣官房「構造改革特区に関する当事務局と各府省庁のやりとり」資料¹⁴⁾をもとに作成

12) 内閣官房ウェブサイト「総合特別区域評価・調査検討会 第14回資料」(2012年9月14日開催) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sogotoc/kentoukai/dai14/siryou.pdf>

13) 第10回以降は、地域再生制度(規制改革分)も一体的に処理されているため、純粋な構造改革特区提案件数ではないが、それを含めても大幅に減少している。

14) 構造改革特区推進会議が作成した特区事項データ(第1回(2002年7月-10月)、第5回(2004年6月-9月)、第10回(2006年10月-2007年2月)) <http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku/tokku/tokkujikou1-11.zip> 及び構造改革特別区域推進本部の府省折衝データ(第15回(2009年6月-11月) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/091119/kaitou.html>、第20回(2011年6月-10月)) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kentou/20th/saisyuu_kaitou.html

なお、特区として提案した規制改革案は、例えば医療・福祉分野等全国一律の規制効力を確保したい規制所管府省の意向により、当初から全国展開されることもある。全国化した件数を提案数（新規申請分）で除した全国化（新規）率も回を追うごとに低下傾向であったが、近年若干上向きの傾向を示している。上向きの傾向を示した要因は、東日本大震災復興関連の規制改革案がメニュー化されたためである。また、提案の中で継続検討とされた規制改革案（検討化数）が事後に全国化されるパターンもある。

これらを整理すると、地方自治体・民間主体等からの提案数や全国化数の減少傾向は大きいものの、それ以上に特区化数は減少傾向にあり、近年の提案は特区化されにくいことが読み取れる。

4.1.2 構造改革特区採択数及び提案数減少の要因

構造改革特区を、①採択数の減少と②提案数の減少に分けて整理する。①採択数減少の一因は、内閣官房と規制所管府省との折衝が十分な成果を生み出していない点に求められる。

折衝後変更率¹⁵⁾は第1回が8.5%だったものの、第10回以降は2%台で推移している（表3参照）。また特区化寄与率及び全国化（新規）寄与率¹⁶⁾は、折衝後変更とな

表3. 内閣官房と規制所管府省との折衝による規制改革項目数の推移

	第1回 (2002.7-10)	第5回 (2004.6-9)	第10回 (2006.10- 2007.2)	第15回 (2009.6-11)	第20回 (2011.6-10)
提案数	1,069	709	347	191	152
折衝後変更あり	91	35	9	4	4
（特区化へ変更）	31	7	1	0	0
（全国化へ変更）	41	14	1	0	0
（現行規定対応可能へ変更）	19	14	7	4	4
折衝後変更なし	978	674	338	187	148
折衝後変更率	8.5%	4.9%	2.6%	2.1%	2.6%
特区化数	115	20	2	2	1
全国化(新規)数	146	35	2	2	4
特区化寄与率	27.0%	35.0%	50.0%	0.0%	0.0%
全国化(新規)寄与率	28.1%	40.0%	50.0%	0.0%	0.0%

（出典）構造改革特区推進会議「特区提案1-11次（事項）データ」及び内閣官房「構造改革特区に関する当事務局と各府省庁のやりとり」資料¹⁷⁾をもとに作成

15) 折衝後変更ありの数値は、内閣官房と規制所管府省との折衝が複数回にわたった場合に、「対応不可」・「事実誤認」の評価カテゴリから「特区化」・「全国化」・「現行制度で可能」に変化した規制改革案数を示す。

16) 折衝後変更ありの数値を特区化数及び全国化（新規）数で除した値である。

17) 前掲 14) 参照

った規制改革が全体の特区化及び全国化にどの程度寄与しているかを示している。第1回から第10回までは折衝が採択（特区化及び全国化）に一定程度寄与していたものの、第15回及び第20回は全く寄与していないことが分かる。同様に、特区化数、全国化数も低迷しており、折衝の役割低下は採択率の低下に結びついていると言える。つまり、内閣官房が規制所管府省との折衝を行ったとしても、地方自治体や民間主体等が提案した規制改革案のメニュー化にはつながりづらくなっており、構造改革特区制度のトリガーたるメニュー化自体が劣化していることが分かる。なお、対応不可となった規制改革案のうち、経済的及び社会的にニーズが大きいと判断したものについては、2005年から内閣に設置された構造改革特別区域推進本部内の第三者機関である「有識者会議」で検討されるようになった。本会議は2005年度に18件、2006年度に6件の規制改革に向けた意見を構造改革特別区域推進本部長（総理大臣）に提出した¹⁸⁾。

2007年以降は従来の全国化の可否を検討していた評価委員会と合流した「評価・調査委員会」がこの業務を引き継いでいる。本委員会は2007年度に3件、2008年度に7件、2009年度に3件、2012年度に1件の規制改革意見を構造改革特別区域推進本部長に提出した¹⁹⁾。しかしながら、これらの意見数は膨大な規制改革案のうちのわずかな数でしかない。例えば2008年度の評価・調査委員会では、第7次提案から第12次提案までの約1,300項目の候補のうちの8件（意見提出は7件）を検討の対象としている。このように現状の評価・調査委員会の対応不可となった規制改革案を再検証し再度規制改革メニュー化する機能は、少なくとも物理的に強い限定性があると言わざるを得ない。

②提案数減少の原因について、東京市政調査会研究室では、「制度導入時に想定されていた規制改革の主要項目がほぼ出揃ってしまったことにある」²⁰⁾と指摘する。想定されていた規制改革とは、規制所管府省内で既に検討されていた規制改革分野であり、これらは構造改革特区制度導入時に例示された。「これらが一巡した後は、地域固有の問題意識に基づく提案、逆に言えば国が事前に想定していなかった提案が総体的に増えていき、また分権的提案も総体的に増加」した。「こうした提案に対して各所管省庁の理解を直ちに得ることは極めて難しく、実現率の著しい低下を招くことになった。この実現率の低下は、提案者側に『提案疲れ』を引き起こし、提案数のさらなる減少という結果をもたらすことになった」と整理している。並河も「担当者の提案疲れ」を指摘している。特に年2回実施される構造改革特区提案受付時に「熱心な首長のところでは何か出せと要求されることも多い。これでは発想は枯渇してしま

18) 内閣官房ウェブサイト「構造改革特区における有識者会議について」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/yusikisya/kaisai.html>

19) 内閣官房ウェブサイト「評価・調査委員会について」

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/hyouka_chousa.html

20) 東京市政調査会研究室（2007）、p. 297, 298

う」²¹⁾と提案数減少の要因を示している。

この整理と併せて考慮すべき点は、東京市政調査会研究室による特区提案の方法についての地方自治体へのアンケート調査結果である²²⁾。提案方法は最も多い選択肢から順に、「所管部局から自発的に」（38.4%）、「取りまとめ部局等から所管部局へ働きかけて」（31.5%）、「民間企業、NPO 等からの発案があつて」（12.0%）、「都道府県からの働きかけがあつて」（6.7%）となっている。想定されていた規制改革案のメニュー化が一巡した後には、各地方自治体が一層自発的な問題意識により提案を行う必要がある。

4.2 構造改革特区提案における採択規制の分析

4.2.1 構造改革特区提案における規制種別と特区化・全国化との関係分析

次に規制改革メニューの行政内部における意思決定の困難性からの質的分析を行う。その分析枠組みは、「2. 特区制度に関する先行研究と本稿における分析枠組み」で既に述べたとおりである。

表4では、第1回・第5回・第10回・第15回・第20回の構造改革特区提案における規制種別と特区化・全国化された規制改革案との関係を示している。地方自治体や民間主体等から申請された規制改革案は、内閣官房と規制所管府省との合意が形成され、

表4. 規制種別と特区化・全国化された規制改革案との関係

	申請		特区化		全国化		採択 (特区化+全国化)	
一般法	433	19.4%	15	11.2%	51	23.6%	66	18.9%
行政法	973	43.5%	36	26.9%	61	28.2%	97	27.7%
業法	287	12.8%	23	17.2%	24	11.1%	47	13.4%
政令・省令・告示	430	19.2%	48	35.8%	68	31.5%	116	33.1%
通達・通知	113	5.1%	12	9.0%	12	5.6%	24	6.9%
合計	2236	100.0%	134	100.0%	216	100.0%	350	100.0%
採択規制に占める特区化・全国化比率(一般法)			22.7%		77.3%		100.0%	
採択規制に占める特区化・全国化比率(行政法)			37.1%		62.9%		100.0%	
採択規制に占める特区化・全国化比率(業法)			48.9%		51.1%		100.0%	
採択規制に占める特区化・全国化比率(政令・省令・告示)			41.4%		58.6%		100.0%	
採択規制に占める特区化・全国化比率(通達・通知)			50.0%		50.0%		100.0%	
採択規制に占める特区化・全国化比率(合計)			38.3%		61.7%		100.0%	

(出典) 構造改革特区推進会議「特区提案1-11次(事項)データ」及び内閣官房「構造改革特区に関する当事務局と各府省庁のやりとり」資料²³⁾をもとに作成

21) 並河(2006)、p. 83, 84

22) 東京市政調査会研究室(2007)、p. 133

23) 前掲14) 参照

特区または全国展開の規制改革メニューとして採択される場合と、合意形成されず採択されない場合がある。規制改革案は法的効力の異なる規制を束にしており、そのうち一部が採択されることもある。このため、規制の束の中で効力下位の規制のみが採択された場合、申請ベースよりも法的効力が弱いレベルの規制改革メニューとして採択される。

先にも見たように、規制改革メニューでは全国化数（216件）が特区化数（134件）を上回っている。申請ベースで最も件数の多かった行政法は、採択ベース（特区化＋全国化）では減少している（申請973件・採択97件）。採択ベースでは代わって、政令・省令・告示が増加する傾向にある（申請430件・採択116件）。

申請ベースと採択ベースにおける規制種別の構成比を比較すると、一般法が19.4%から18.9%、行政法が43.5%から27.7%、業法が12.8%から13.4%、政令・省令・告示が19.2%から33.1%、通達・通知が5.1%から6.9%へと変化している。つまり、申請ベースと比較し採択された規制改革案は、法的効力の弱い規制種別が中心となっている。

次に、採択された規制改革案に占める特区化と全国化の比率を規制種別ごとに整理する。一般法（特区化率22.7%・全国化率77.3%）、行政法（特区化率37.1%・全国化率62.9%）、政令・省令・告示（特区化率41.4%・全国化率58.6%）は全国化される傾向が強く、業法（特区化率48.9%・全国化率51.1%）、通達・通知（特区化率50.0%・全国化率50.0%）は明確な違いが見られない。

このように申請ベースよりも法的効力の弱い規制改革案が採択され、特区化よりも全国化が採択される傾向にあることが分かる。ここで注意すべきは、経済的規制と社会的規制の区分である。経済的規制とは、新庄の定義によると「公的な直接規制のうち、自然独占性や情報の偏在が見られる分野において、資源配分非効率の発生の防止や消費者保護を主な目的として、企業の参入・退出、価格、サービスの質および量、投資、財務などさまざまな項目について」²⁴⁾の規制である。例えば、需給調整の観点から行われる参入規制や価格規制などが代表例である。

また社会的規制とは、「公的な直接規制のうち、消費者や労働者の安全・健康の確保、環境の保全、災害の防止などを目的として、商品・サービスの質やその提供に伴う各種の活動に一定の基準を設定したり、制限を加えたりするもの」²⁵⁾である。保健・衛生分野、公害・廃棄物・環境保全分野、雇用分野などに多い。

「経済的規制は原則撤廃し、社会的規制も最小限度に限定する」²⁶⁾という内閣府規制改革会議の方向性が示されており、経済的規制の改革に関する意思決定の合意が形

24) 新庄（2003）、p. 305, 306

25) 新庄（2003）、p. 306, 307

26) 内閣府規制改革会議「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」、p. 204
http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/2009/0331/item090331_03-03.pdf

表 5. 特区化・全国化された規制改革案と経済的規制・社会的規制との関係

	申請			特区化			全国化			採択 (特区化+全国化)		
	経済的 規制	社会的 規制	合計	経済的 規制	社会的 規制	合計	経済的 規制	社会的 規制	合計	経済的 規制	社会的 規制	合計
一般法	70	362	432	2	13	15	7	44	51	9	57	66
	13.8%	21.0%	19.3%	3.9%	15.7%	11.2%	23.3%	23.7%	23.6%	11.1%	21.2%	18.9%
行政法	83	890	973	5	31	36	0	61	61	5	92	97
	16.3%	51.6%	43.5%	9.8%	37.3%	26.9%	0.0%	32.8%	28.2%	6.2%	34.2%	27.7%
業法	247	40	287	22	1	23	17	7	24	39	8	47
	48.5%	2.3%	12.8%	43.1%	1.2%	17.2%	56.7%	3.8%	11.1%	48.1%	3.0%	13.4%
政令・省令・告示	80	350	430	18	30	48	5	63	68	23	93	116
	15.7%	20.3%	19.2%	35.3%	36.1%	35.8%	16.7%	33.9%	31.5%	28.4%	34.6%	33.1%
通達・通知	29	84	113	4	8	12	1	11	12	5	19	24
	5.7%	4.9%	5.1%	7.8%	9.6%	9.0%	3.3%	5.9%	5.6%	6.2%	7.1%	6.9%
合計	509	1,726	2,235	51	83	134	30	186	216	81	269	350
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
経済的規制と 社会的規制の比率	22.8%	77.2%	100.0%	38.1%	61.9%	100.0%	13.9%	86.1%	100.0%	23.1%	76.9%	100.0%

(出典) 構造改革特区推進会議「特区提案1-11次(事項)データ」及び内閣官房「構造改革特区に関する当
事務局と各府省庁のやりとり」資料²⁷⁾をもとに作成

成されやすい環境にあると言える。そのため、経済的規制に係る規制改革を優先的に進めるべきという方向性が導き出されやすい。

これらを踏まえた上で、まず申請ベースと採択ベースの経済的規制と社会的規制の構成比率を整理する(表5参照)。申請ベースでは、経済的規制が22.8%、社会的規制が77.2%であるのに対して、採択ベースでは、経済的規制が23.1%、社会的規制が76.9%となっている。つまり、申請ベースと比較して、採択された経済的規制・社会的規制の構成比率はほとんど違いがない。

次に、経済的規制と社会的規制における特区化・全国化の構成比率を申請ベースと比較し整理する。経済的規制における申請は22.8%、特区化は38.1%、全国化は13.9%であるのに対して、社会的規制における申請は77.2%、特区化は61.9%、全国化は86.1%となっている。つまり、申請ベースと比較して、経済的規制は特区化され、社会的規制は全国化される傾向にある。これは医療・福祉分野等をはじめとした社会的規制が経済的規制に比べ、地域的特殊性よりも全国統一基準を重視するため、特区化に向けた困難性がむしろ相対的に高くなる点に留意が必要である。それと比較すると経済的規制は地域的特殊性との親和性を整理しやすく、特区化の困難性が相対的に低くなる。

なお、構造改革特区提案全体として全国化が採択される理由は、採択された規制改革案全体(350件)の中で、全国統一基準を重視する社会的規制(全国化採択分186件)の占める割合が53.1%と大きく、この影響を受けているためである。

27) 前掲14) 参照

4.2.2 構造改革特区提案における規制種別と府省連携との関係分析

次に、規制種別と府省連携との関係を整理する。単独府省で改革可能な規制と比較して、複数府省にまたがった規制は縦割りの構造を克服する必要がある、行政内部での意思決定の困難性が一般的に高い。

これらを踏まえた上で、まず申請ベースと採択ベースの府省連携なしの規制と府省連携ありの規制の構成比率を整理する（表6参照）。申請ベースでは、府省連携なしが86.1%、連携ありが13.9%であるのに対し、採択ベースでは、連携なしが92.9%、連携ありが7.1%となっている。つまり、構造改革特区提案で採択された規制改革案の多くは、府省連携が必要ない規制項目であり、申請ベースよりも府省連携が必要な規制は、行政内部での意思決定の困難性が高く採択されにくい傾向にある。

次に、申請ベースと採択ベースにおける府省連携ありの規制種別の構成比率を比較すると、一般法が21.9%から23.1%、行政法が57.4%から30.8%、業法が3.9%から0.0%、政令・省令・告示が12.9%から23.1%、通達・通知が3.9%から23.1%へと変化している。つまり、府省連携の必要な規制改革案が採択されたとしても、全般的には申請ベースより法的効力の弱い規制が中心となっている。

表6. 規制種別と府省連携の有無との関係

	申請			特区化			全国化			採択 (特区化+全国化)		
	府省 連携 なし	府省 連携 あり	合計	府省 連携 なし	府省 連携 あり	合計	府省 連携 なし	府省 連携 あり	合計	府省 連携 なし	府省 連携 あり	合計
一般法	365	68	433	15	0	15	45	6	51	60	6	66
	19.0%	21.9%	19.4%	10.7%	0.0%	10.0%	22.5%	37.5%	23.6%	17.6%	23.1%	18.0%
行政法	795	178	973	32	4	36	57	4	61	89	8	97
	41.3%	57.4%	43.5%	22.9%	40.0%	24.0%	28.5%	25.0%	28.2%	26.2%	30.8%	26.5%
業法	275	12	287	23	0	23	24	0	24	47	0	47
	14.3%	3.9%	12.8%	16.4%	0.0%	15.3%	12.0%	0.0%	11.1%	13.8%	0.0%	12.8%
政令・省令・告示	390	40	430	61	3	64	65	3	68	126	6	132
	20.2%	12.9%	19.2%	43.6%	30.0%	42.7%	32.5%	18.8%	31.5%	37.1%	23.1%	36.1%
通達・通知	101	12	113	9	3	12	9	3	12	18	6	24
	5.2%	3.9%	5.1%	6.4%	30.0%	8.0%	4.5%	18.8%	5.6%	5.3%	23.1%	6.6%
合計	1926	310	2236	140	10	150	200	16	216	340	26	366
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
府省連携なしと ありの比率	86.1%	13.9%	100.0%	93.3%	6.7%	100.0%	92.6%	7.4%	100.0%	92.9%	7.1%	100.0%

（出典）構造改革特区推進会議「特区提案1-11次（事項）データ」及び内閣官房「構造改革特区に関する当事務局と各府省庁のやりとり」資料²⁸⁾をもとに作成

4.2.3 構造改革特区提案における採択規制の課題

これまで整理してきたように、近年、構造改革特区制度で実現した規制改革の多くは、総じて規制の法的効力が弱く、規制所管府省にとって意思決定の困難性の低いものとなっている。今後の構造改革特区制度の展開に向けては、採択された規制改革案

28) 前掲14) 参照

の法的効力の弱さや行政内部での意思決定の困難性の低い規制改革案が採択される要因を明らかにする必要がある。申請ベースでも法的効力が弱く、意思決定の困難性の低い規制改革案が申請されていれば、地方自治体・民間主体等申請側の問題となる。しかし最も重要な点は、行政内部での意思決定の困難性の高い規制改革案は採択されず、困難性の低い規制改革案が採択されていることである。つまり、内閣官房と規制所管府省との折衝や評価・調査委員会の意見が、行政内部での意思決定の困難性の高い規制改革案をメニュー化するにあたって十分な成果を生み出せていないことが重要な課題として指摘できる。

この課題を解決するにあたって検討すべきは、政策決定に関する①合理的形成仮説と②組織的形成仮説による違いである²⁹⁾。①合理的形成仮説とは、公共政策を目的と手段の連鎖構造としてとらえ、社会科学的分析手段を評価結果に結びつける考え方を指す。この考え方は、科学的分析手段でもたらされる結論を、公共政策上の次の意思決定に必ずフィードバックし連動させることを基軸としている。

対照的に②組織的形成仮説では、評価結果を次の公共政策の意思決定にフィードバックし連動させることを必ずしも目的としていない。評価結果の公表は、行政内部や国民に対する教育的・情報共有的性格を強くし、アクター相互間の利害調整を優先しやすいため見直しのスピードも漸次的となりやすい。

現状の構造改革特区制度は、基本的に②組織的形成仮説を基に設計された制度と言える。それは、規制改革メニューの形成にあたって、統一的な社会科学的分析手段を活用しておらず、公共政策上の次の意思決定に必ずフィードバックし連動させる仕組みとはなっていないためである。そのため、内閣官房と規制所管府省との折衝はアクター間の政治的・行政的・業界的パワーゲームとしての性格を強めており、十分な成果が生み出せなくなっている。そのため、見直しを漸次的性格から少しでも量・質の両面で改善するには、構造改革特区制度に①合理的形成仮説の要素、すなわち統一的な分析評価プロセスを加えることが今後の方向性として想定できる。

5. 今後の構造改革特区制度の方向性

5.1 規制改革メニュー採択プロセス改善に向けた取組み

規制改革メニュー採択プロセス改善に向けては、(1) 第三者委員会の機能強化、(2) ターゲット規制改革分野の設定が求められるものの、その前提として統一的分析評価軸の設定が必要である。

内閣官房と規制所管府省との折衝の状況を調査・評価するために、現状の(1) 第三者委員会の機能強化が求められる。現在の評価・調査委員会は、特区を全国展開するか否かを判断する評価と経済的・社会的意義の高い未実現提案の再検討を実施して

29) 宮脇 (2011) pp. 262-266

いる。しかし委員会は、全国展開に関する評価に重点を置いて活動しており、未実現提案の再検討は従たる位置づけとなっている。未実現提案の再検討を行うことはもちろん重要であるが、各回の構造改革特区提案の折衝における規制所管府省からの初回答及び再検討回答の発出時に評価・調査委員会を開催し、その回答を検証する必要があると考えられる。

この評価・調査委員会の課題として、規制改革案をメニュー化するための統一的评价軸が形成されていない点が指摘できる。全国展開に関する評価では、特区認定を受けた地方自治体に対してアンケートやヒアリングを実施することもある。しかし、その評価軸は特区ごとに異なり、かつ多くが定量化されていない。共通の評価軸がないと、内閣官房と規制所管府省とのパワーゲームで規制改革案のメニュー化が定性的に決定され、組織的形成仮説の側面を強くする。

この克服に向けて、統一的评价軸としてまず指摘できるのは費用便益分析の活用である。この評価軸は、全国展開の可否検討時や未実現提案の再検討時、内閣官房と規制所管府省との折衝の検証時に活用する。便益が費用を超えているにもかかわらず、規制所管府省が規制改革案のメニュー化を行わない場合には、その根拠を規制所管府省が明示するよう義務づける。このように、組織的形成仮説を基に設計された構造改革特区制度に、合理的形成仮説の要素を加えることで、調査・評価委員会の機能強化を図る。

費用便益分析の実施にあたっては、総務省行政評価局の資源を活用することが想定される。現在でも、内閣官房が実施する規制所管府省の全国化対応状況の調査に際して、総務省行政評価局に対して協力依頼を行うことができる³⁰⁾。評価・調査委員会や内閣官房が費用便益分析を実施することも想定できるが、必要に応じて総務省行政評価局に費用便益分析を依頼可能な体制を構築する。

費用便益分析は、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」³¹⁾を基準として、「規制の事前評価マニュアル」³²⁾を参考に実施する。このマニュアルでは、①規制の目的、内容及び必要性の定義、②費用及び便益の分析（共通事項の検討・費用の分析・便益の分析）、③費用と便益の関係の分析、④代替案との比較、⑤評価書の作成などのプロセスを定義し、各段階での実施事項・留意点・アウトプットイメージ・諸外国の事例等を明示している。2004年から2007年まで試行的に規制の事前評価が行われたが、評価された規制247件のうち効果を定量化したのは26件（10.5%）であり、

30) 「構造改革特別区域基本方針」、p. 13, 14

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/hourei/030124/030124tokurei_091001.pdf

31) 総務省行政評価局「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/pdf/070824_2.pdf

32) 総務省行政評価局「規制の事前評価マニュアル—定量分析の充実のために」

http://www.soumu.go.jp/main_content/000070803.pdf

ほとんどが定性的な評価にとどまった³³⁾。そのため、規制改革メニュー化にあたっての事前評価では、マニュアルを活用した定量的な評価（費用便益分析）が求められる。

もちろん、費用便益分析にも課題は多い。特に、②費用及び便益の分析と④代替案との比較には様々な留意点がある。②費用及び便益の分析では、規制改革の費用及び便益がすべて計上できるよう十分な長さの期間を設定することが必要となる。また現在の規制が維持された場合の変化を、社会経済情勢の変化を踏まえてベースラインとして設定する。

④代替案との比較は、ベースラインを前提とした現在の規制が維持された状態とメニュー化予定の規制（撤廃も含む）が制定された状態との比較が望ましい。比較対象はこの2つを基本として設定する。なお、費用便益分析を実施するには一定の期間が必要となるため、内閣官房と規制所管府省との折衝期間の延長も考慮する必要がある。費用便益分析は、ひとつの基準であり、抱える問題点もある。しかし、多くの規制に対して統一的な評価軸を設定し、それをベースに相互比較による客観的な議論を展開する土台を形成することが可能となる。

その他、全国展開に対する評価を中心に、費用便益分析と併せてインパクト評価も活用可能である。インパクト評価とは、「施策や事業実施が対象社会に引き起こした変化を精緻に測定する評価アプローチ」である³⁴⁾。インパクト評価では事業が実施された状況と、仮に事業が実施されていなかったとしたら実現していたと推定される状況とを比較することが理想である。構造改革特区の場合は、特区認定されている地方自治体と、政策意図の実現に影響する属性（経済・社会状況等）が近似する地方自治体を対象として、成果指標を定義し比較を行うことで政策のインパクトをより正確に認識することができる（マッチングモデル）。また規制が一定期間維持され、特区化からも一定期間が経過している場合は、特区化以前の長期的トレンドと特区化以後のトレンドを比較して政策のインパクトを認識できる（時系列モデル）。

これらの統一的評価軸を用いて合理的形成仮説の要素を加えることで、内閣官房と規制所管府省とのパワーゲームによって統一的評価軸の結果と異なる結論を得る場合でも、その乖離について内閣官房がアカウンタビリティを果たすことができる。その乖離の説明に対して疑義や異論がある場合、評価・調査委員会が再審査等を行えるプロセスを確立することが重要である。

また、(2) ターゲット規制改革分野の設定が求められる。特に規制改革の優先順位の観点からは、大きくくりでまず経済的規制を中心にターゲットとして内閣官房が設定する。次に経済的規制と社会的規制の融合分野、そして社会的規制分野へと展開する。

33) 総務省「規制影響分析（RIA）の試行的実施状況」

http://www.soumu.go.jp/main_content/000154095.pdf

34) 国際協力機構「事業評価年次報告書2010」

http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2010/pdf/part01_03.pdf

これは先に示した費用便益分析導入の観点からも、経済的規制の便益がより金銭価値化しやすいため、優先順位が高いと言える。このようなターゲット規制改革分野を設定し、内閣官房及び評価・調査委員会の資源を集中させることで、実現度を高める必要があろう。

5.2 地方自治体・民間主体等の提案プロセス改善に向けた取組み

地方自治体・民間主体等の提案プロセス改善に向けては、(1) 地方自治体の規制改革案作成プロセスの見直し、(2) 全国的情報共有団体の再構築が想定される。

(1) 地方自治体の規制改革案作成プロセスの見直しにあたっては、地域内アクターのさらなる提案創出を促す必要がある。「4.1.2 構造改革特区採択数及び提案数減少の要因」で見たように、地方自治体の提案方法は主として、地方自治体執行部の内部資源活用によるものである。しかし、この方法では提案数が回を追うごとに限定的となっている。そのため、地域アクターとしての民間主体等の発案や地域内での協議ができる場を地方自治体が用意し、特区提案を地域課題解決のために積極的に活用する姿勢が求められる。民間主体等の経済社会活動の障壁を洗い出し、国の規制のみではなく地方自治体自身の取組みの見直しにつなげることが望まれる。

また(2) 全国的情報共有団体の再構築にあたっては、2006年3月末に活動を停止した「構造改革特区推進会議」(事務局：社団法人行革国民会議)のように、他の地方自治体や民間主体等と情報連携を推進する中間的主体も、提案数増加や提案の包括化に必要である。

構造改革特区推進会議は、2004年には87自治体が参加し、①構造改革特区の申請と実現の理論武装ならびに特区関係市区町村間の情報交換、②構造改革特区制度の拡充ならびに運用改善についての意見の集約と世論の喚起、③特区の一般制度化と三位一体改革への提言ならびに自治体の先進事例の研究、④構造改革特区担当大臣ならびに推進室との意見交換・協議、⑤上記目的を達成するためのPR、情報活動、研修活動の展開などの活動を実施した会議である³⁵⁾。この構造改革特区推進会議では、第1回から第11回までの構造改革特区「提案」の各府省とのやりとりをExcelデータとして整理した。このような提案にあたっての基盤的データを広く公開することも、既存の提案事項を正確に認識し、提案の参考になるため重要となる。

構造改革特区制度が地方自治体・民間主体等からの提案を基礎としていることから、個別提案の改善、関連規制も含めた提案の包括化、類似提案の共同提案検討などは、提案主体自らが横型ネットワークを形成することが望ましい。

35) 構造改革特区推進会議ウェブサイト「構造改革特区推進会議規約」
<http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku/tokku/kiyaku.htm>

6. おわりに

本稿では、構造改革特区制度における規制改革案の提案数・採択数が回を追うごとに急速に減少していることを整理した。また、採択された規制改革メニューの質も法的効力が弱く、行政内部での意思決定の困難性の低いものにとどまることを明らかにした。この状態を生み出す最も大きな課題は、内閣官房と規制所管府省との折衝や第三者機関である評価・調査委員会の意見が、行政内部での意思決定の困難性の高い規制改革案をメニュー化するにあたって十分な成果を生み出せていないことにある。このことにより、構造改革特区制度の核である「メニュー化」自体が劣化している状況にある。

この課題を解決するためには、規制改革案のメニュー化に向けた費用便益分析等の統一的評価軸を形成し、評価・調査委員会で全国展開の可否検討時や未実現提案の再検討時、内閣官房と規制所管府省との折衝の検証時に活用することが重要となる。構造改革特区制度は、規制改革という政治的・行政的・業界的利害関係の複雑な分野を対象としているため、費用便益分析等の統一的評価軸による結果を、政策決定に直接反映することは難しい。しかし便益が費用を超えているにもかかわらず、規制所管府省が規制改革案のメニュー化を行わない場合には、その根拠を規制所管府省が明示するよう義務づけることは組織的形成仮説の枠組みの中でも可能である。これは組織的形成仮説を基に設計された構造改革特区制度に、合理的形成仮説の要素を加えることに他ならない。

今後の課題としては、ボトムアップ型の構造改革特区制度に対して、トップダウン型の規制改革手法である規制改革会議（内閣府審議会）等における規制改革プロセスや実現数の推移、実現した規制改革案の質的検証等を実施した上で、ボトムアップ型とトップダウン型規制改革を比較し、それぞれの量的・質的成果と要因等の異同を明らかにすることである。また、2011年より開始された総合特区制度は、総合特区ごとに設置される「国と地方の協議会」による推進方策の検討が特徴的であり、構造改革特区制度同様、ボトムアップ型の規制改革手法として位置づけられる。各制度の規制改革プロセスの違いによる量的・質的成果と要因等の異同を明らかにすることも、今後の課題として挙げられる。これらを通じて、より規制改革の量的・質的效果を高める規制改革プロセスを検討したい。

2002年の制度開始時から10年が経過した構造改革特区制度は、地方自治体や民間主体等が自らの課題認識に基づき、規制改革にボトムアップ型で関与できるという点でいまなお意義を有している。本来的な目的に立ち返り、制度の改善を図る時期が到来していると考えられる。

参 考 文 献

- 阿部昌弘（2011）「産業の国際競争力強化と地域活性化を目指す総合特区の創設—総合特別区域法案—」『立法と調査』第314号
- 伊藤白（2011）「総合特区構想の概要と論点—諸外国の経済特区・構造改革特区との比較から—」『調査と情報』第698号
- 植田政孝（2004）「規制改革と特区制度」『大阪産業大学経済論集』第5巻第3号
- 占部裕典（2008）「経済特区税制—沖縄振興特別措置法における『地域優遇税制』」『日税研論集』第58号
- 小野達也（2004）「構造改革特区が日本の経済・社会を活性化する条件—社会実験としての構造改革特区」『Economic Review』Vol.8 No.1
- 金井利之（2007）『自治制度』東京大学出版会
- 新庄浩二編（2003）『産業組織論』有斐閣
- 鈴木亘（2004）「構造改革特区をどのように評価すべきか—プログラム政策評価の計量手法からの考察—」『会計検査研究』第30号
- 東京市政調査会（2007）『構造改革特区は分権型社会を創るか』東京市政調査会
- 東京市政調査会研究室（2007）『検証 構造改革特区』ぎょうせい
- 並河信乃（2006）『市民・自治体の政策実験—特区制度は活用できるか』生活社
- 服部敦（2007）「構造改革特区制度」御園慎一郎・大前孝太郎・服部敦編『地域再生システム論』東京大学出版会
- 宮脇淳（2011）『政策を創る！考える力を身につける！「政策思考力」基礎講座』ぎょうせい
- 室伏謙一（2007）「規制改革の動向及び今後の展望について」三井物産戦略研究所
- 八代尚宏（2012）「経済成長戦略における構造改革特区の役割」『税研』第164号

Issues of Regulatory Reform in the Special Zones System

WAKAO Tatsuya

Abstract

This paper focuses on the special zones system for structural reform. The special zones system for structural reform receives a proposal from local governments and the private sector. This system is to increase the menu of regulatory reform. In addition, the application for certification from the local government is to achieve region-specific regulatory reform.

The number of proposals is decreasing. The rate of adoption is declining faster than that of proposal. Compared with application proposals, low legal force measures have a higher prevalence of adoption. Therefore, the special zones system for structural reform has little impact on overall regulatory reform. This paper outlines solutions for this problem.

Keywords

special zones system, structural reform, regulatory reform, local government, legal force